

※別添2～4については、
他団体関係のため添付省略

国 自 整 第 4 1 号
国 自 基 第 2 9 号
令 和 4 年 5 月 1 3 日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局
整 備 課 長
車両基準・国際課長
(公印省略)

自動車点検整備推進運動の実施細目について

令和4年度の自動車点検整備推進運動の実施については、「自動車点検整備推進運動の実施について」(令和4年5月13日付け、国自整第40号、国自基第28号)により、ご協力を依頼したところですが、本運動の実施にあたり、別添1のとおり「自動車点検整備推進運動の実施細目」を定めましたので、これにより、積極的に本運動を推進されるようお願いいたします。

なお、貴団体に係る本運動の実施結果につきましては、報告様式1(※)によりとりまとめのうえ、強化月間終了後翌々月の月末までに国土交通省自動車局整備課まで報告をお願いいたします。

※(一社)日本自動車整備振興会連合会については報告様式1、様式3により、報告を求めることとします。

令和4年度「自動車点検整備推進運動」実施細目

令和4年5月
国土交通省自動車局

主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にしつつ、以下、各組織の特性を生かした取組を実施する。その際、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえた予防措置や取組の見直しも行いつつ、本運動の実施体制を確立するものとする。

I 国土交通省実施事項**1. 自動車の点検・整備を推進するための広報啓発活動****(1) イベント等の実施**

- ① 本省等（各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む）及び各運輸支局等（神戸運輸監理部兵庫陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所、自動車検査登録事務所及び沖縄総合事務局陸運事務所の支所を含む）を含む）は、自動車点検整備推進協議会（以下、協議会）及び協議会構成団体の地方組織が開催するイベントが円滑に実施されるようバックアップする。

なお、イベント名称には「自動車点検整備推進運動」を付加するとともに、本省及び協議会で作成するキャッチコピー、ロゴ等を活用する。

- ② 各地方運輸局及び各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織の協力を得ながら、イベント来場者等を対象に、本運動の関心及び点検・整備の必要性や重要性の認識についてのアンケート調査（別添2に従って実施）を行う。

(2) 総合的な広報・啓発活動の実施

- ① 本省等は、自動車点検整備推進運動の実施計画を公表する。

- ② 各地方運輸局及び各運輸支局等は、本省で作成するポスターを来訪者の目につきやすい場所へ掲示するとともに、チラシについても窓口等へ備え置く又は配布する。なお、自家用自動車の使用者を対象としたポスター・チラシ等については、イベント等に参加した10代から30代の若者世代へ積極的に展開するよう努める。

また、本省等は、次のツールを活用した広報・啓発を積極的に実施するよう努める。

- ・マスメディア等（テレビ、新聞、ウェブサイト、SNS等を含む）の利用（特に、10代から30代の若者世代に焦点）
- ・政府広報の利用
- ・啓発ワッペン及びのぼりの利用
- ・公共施設、競技場等の掲示板の利用
- ・バス車両の前面を利用した横断幕の掲示
- ・本省及び協議会が作成した地方啓発活動支援ツールの利用

- ③ 本省は、各地方公共団体、公共交通機関、高速道路株式会社等に対し、利用者の

目につきやすい場所へのポスターの掲示やデジタルサイネージの使用、チラシの配布について協力を要請する。

また、各地方運輸局及び各運輸支局等は、各地方公共団体で発行する広報紙や自治会回覧紙に掲載を依頼するなどして、より広く使用者に確実な点検・整備の実施を呼びかけるよう努める。

- ④ 各地方運輸局及び各運輸支局等は、令和3年10月に新規追加した点検項目「車載式故障診断装置の診断の結果」や大型車の車輪脱落事故、車両火災事故防止対策について、チラシを申請窓口などへ備え置く又は配布するなどして、使用者に対し確実な点検・整備の実施を啓発する。
- ⑤ 本省等は、庁舎の館内放送、イントラネット等によって、所属職員等（可能であれば来庁者も含む）にマイカーの確実な点検・整備の実施を呼びかける。
- ⑥ 本省等は、協議会及び大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会（以下、連絡会）並びにその構成団体の地方組織による啓発活動が円滑に実施されるよう協力する。

(3) 講習等の実施

各地方運輸局及び各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織が実施する点検・整備に関する実技講習や無料点検に協力する。

(4) 整備不良等に起因する事故防止の啓発

各地方運輸局及び各運輸支局等は、協議会及び連絡会構成団体の地方組織の協力を得ながら、整備不良等に起因する大型車の車輪脱落事故や車両火災事故等を防止するため、整備管理者研修、運行管理者講習、自動車検査員研修、整備主任者研修等の機会を活用して、受講者に対し本運動の目的、実施事項等について周知するとともに点検・整備の必要性や重要性の啓発に努める。この場合において、別添3の資料や連絡会構成団体の製作ツール等を活用し、点検・整備の確実な実施による事故防止について周知を行う。

また、自家用自動車の整備管理者に対し、関係団体等が主催する講習会等への自主的な参加を促すよう努める。

さらに、運送事業者が選任する整備管理者に対しては、輸送の安全の確保が最大の使命であることを改めて確認するとともに、「事業用自動車総合安全プラン2025」を踏まえつつ、貨物自動車運送事業者の場合は「大型車の車輪脱落事故防止に係る令和3年度緊急対策」（以下、車輪脱落事故防止緊急対策）に基づく適切なタイヤ交換作業について、バス事業者の場合は「バス火災防止のための点検整備のポイント」や「貸切バス予防整備ガイドライン」に基づく整備管理方法について、整備管理者研修において教示する。

(5) 出前講座等の実施

各地方運輸局及び各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織の協力を得ながら、自動車整備士養成施設等に赴き、別添3の資料等を活用し、点検・整備の実施方法、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を説明する出前講座を行うよう努める。

また、本省等は、自動車教習所や運転免許センターに対して、ポスターの掲示等の

要請のほか、その機関に指導教員として所属する職員へ、学科教本の中に記載されている点検・整備の必要性や重要性と実施方法を特に強力に指導してほしい旨を伝えるなど、積極的な働きかけを行うよう努める。

2. 使用者に対する調査・指導等

(1) ハガキ等による点検整備実施状況の調査・指導等

- ① 本省は、2回連続で前検査を受検した使用者に対し、啓発ハガキを送付することにより、定期点検整備を確実に実施するよう呼びかけるとともに、定期点検整備の実施状況調査を実施する。
- ② 各運輸支局等は、前検査でユーザー車検を受けようとする使用者に対し、検査受付時に定期点検整備を確実に実施するよう指導等を行う。なお、事業用自動車及び自家用大型貨物自動車の使用者に対しては、事前の周知を行った上で中間の点検（3ヶ月定期点検等）の実施状況についても確認し指導等を行う（別添4に従って実施。）。
- ③ 各運輸支局等は、不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口寄せられた情報を基に、該当する車両の使用者に対しハガキを送付して自主点検を促すとともに、点検・整備の必要性や重要性を啓発する。
- ④ 各運輸支局等は、確実な定期点検整備の励行を促進するため、自動車検査証備考欄や検査標章裏面に継続検査時の点検整備実施状況について記載し、使用者へ周知する。

(2) 街頭検査等での啓発・指導

- ① 各地方運輸局及び各運輸支局等は、協議会及び連絡会構成団体の地方組織の協力を得ながら、街頭検査を活用してチラシ等の配布を行い、点検・整備の必要性や重要性の啓発を行うとともに、点検整備済ステッカーや自動車検査証備考欄及び検査標章裏面の点検実施状況の情報を活用し、定期点検整備未実施の使用者等に対して、定期点検整備の確実な実施を指導する。なお、期日の過ぎた点検整備済ステッカーは保安基準不適合となる可能性があるため、剥がすよう指示する。

また、積雪地域にあたる各地方運輸局及び各運輸支局等においては、冬用タイヤの交換時期をとらえて街頭検査を実施し、脱輪防止緊急対策に基づく適切なタイヤ交換作業やタイヤ交換後の増し締め、日常点検の確実な実施等の啓発を行うとともに、運転者の理解を得て、ホイール・ナットの締め付け状態の確認を行うなど実効性のある活動に努める。

- ② 各地方運輸局及び各運輸支局等は、運送事業者に対して、脱輪防止緊急対策1.（2）②に基づく事故防止対策の徹底を図るための周知・指導を計画的に実施する。

(3) 重点点検の実施

- ① 本省等は、協議会及び連絡会の協力を得て、大型車について、ディスク・ホイールの締結状態や燃料装置等の本省が選定する箇所に係る点検・整備の重点的な実施及び結果報告を運送事業者へ要請する（別添5に従って実施。各地方運輸局・日本バス協会・全日本トラック協会に対し要請、以下同じ。）。
- ② 各地方運輸局及び各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織と効果の得られる

地域や点検内容等を協議し、次の事項を重点的に実施するよう関係事業者へ要請する。

- ・ 運送事業者の事業用自動車を対象とし、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料ポンプ等）の点検・整備を実施する。
- ・ 特定整備事業者の事業場に入庫した一般整備車両を対象とし、使用者の理解を得て実施する黒煙濃度の測定及び黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント等）の点検・整備を実施する。

(4) 公用車の定期点検整備実施の徹底

本省等は、国土交通省内、他省庁及び地方自治体が保有する公用車について、確実な予算確保と執行を含めた定期点検整備実施の徹底が図られるよう要請する。

3. 地方独自の実施事項等

- (1) 各地方運輸局又は各運輸支局（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む）は、協議会及び連絡会構成団体の地方組織と協議して、地域の実情に応じた地方独自強化月間及び実施事項を企画する。
- (2) 本省は、全国統一強化月間のほか、関東地方の地方独自強化月間においても各種取組を実施するとともに、協議会、連絡会、内閣府、警察庁、自動車技術総合機構本部及び軽自動車検査協会本部に関東地方の地方独自強化月間の時期について周知する。

II 協議会・連絡会構成団体実施事項

1. 自動車の点検・整備を推進するための広報啓発活動

(1) イベント等の実施

- ① 協議会は、「自動車点検整備推進運動全国統一強化月間」の開始を告知するための報道発表とともに、より多くの使用者等に点検・整備の必要性や重要性が伝わるようなキックオフイベント等の開催に努める。その際、登壇者や発言者等が2人以上いる場合には、可能な限りその性別に偏りがないように努めること（以下、イベントの開催に係る箇所について同じ。）。

なお、イベント開催にあたっては、マスメディアや一般来場者の参加が多く見込める日時、場所、媒体等を考慮し、終始興味をもってもらえるよう催し内容を工夫するとともに、現役の自動車整備士（例：技能競技大会（日本自動車整備振興会連合会主催）の優勝チーム等）から点検・整備のPRが行われることが望ましい。

- ② 協議会構成団体の地方組織は、地域の実情等を踏まえ、より多くの使用者等に点検・整備の必要性や重要性が伝わるような地域イベントの開催に努める。

なお、一般来場者の参加が多く見込める日時、場所や催し内容に配慮し、近年のアンケート調査結果を受けて、次の内容を踏まえた地域イベントの開催に努める。

- ・ 日常点検を実施しない使用者に対しては、「無料点検コーナー」や「マイカー点検教室」等の参加・体験・実践型の催しを通して、点検・整備の実施方法等を説明することで、誰もが容易に実施できる内容であることをPRする。

- ・ 定期点検を実施しない使用者に対しては、「点検・整備なんでも相談コーナー」等を活用し、新品部品と使用により劣化した部品のサンプルを見せながら、定期点検を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えて、定期点検整備の必要性を説明するとともに、車検と定期点検整備の違いや車検時と比較して費用や手間がかからないことをPRする。
 - ③ キックオフイベント及び地域イベント等においては、その名称に「自動車点検整備推進運動」を付加するとともに、国土交通省と共同で作成したキャッチコピー、ロゴ等を活用するとともに、マスメディアを活用して積極的なイベントPRを行い、マスメディアに多く取り上げられることを通じてイベントに参加しない使用者にもイベントの効果が波及するよう努める。
 - ④ 協議会は、幅広く点検・整備に対する意識調査を実施するため、インターネットのアンケート・サイトを活用したアンケート調査を実施する。
- (2) 総合的な広報・啓発活動の実施
- ① ポスターを来訪者の目につきやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等についても事業者の窓口や応接コーナー等へ備え置く又は配布して、来訪者に広報する。
 - ② 定期点検整備未実施の使用者等に対しては、別添3の資料等を活用し、点検・整備を怠った場合の不具合事例や事故事例、経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を説明し、確実に点検・整備を実施するように呼びかける。
 - ③ 連絡会構成団体の地方組織は、国土交通省や連絡会で作成する大型車の車輪脱落事故や車両火災の防止に必要な点検・整備を啓発する広報物等を来訪者の目につきやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等についても事業者の窓口や応接コーナー等へ備え置く又は配布して、来訪者に広報する。
- なお、大型車の車輪脱落事故防止の取り組みについては、脱輪防止緊急対策も踏まえて広報啓発を実施する。
- ④ マスメディア等を活用して、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。
- なお、マスメディアを活用して広告する場合は、国土交通省と共同で作成したキャッチコピーやロゴ等を活用する。
- ⑤ ウェブサイト、SNS及びデジタル広告を活用し点検・整備の必要性や重要性を呼びかけるとともに、日常点検の実施方法が確認できるようにする。
- なお、スマートフォン・携帯電話からも閲覧できるよう配慮する。
- ホームページ : <http://www.tenken-seibi.com>
 スマートフォン・携帯電話 : <http://tenken-seibi.com/m/>
- ⑥ 各団体で実施している会議の機会や会報、機関誌及びホームページ等を利用して傘下会員及び参加者等へ点検・整備の必要性や重要性を周知する。
 - ⑦ 特定整備事業者又は販売店において、定期点検整備の実施時期が近づいた使用者に対して、ハガキ等により定期点検実施を案内するなど、確実な点検・整備の実施を呼びかける。
 - ⑧ 各団体において保有する車両や会員等が使用する車両の車種に応じた適正な点検・整備の実施を図る。

- ⑨ 社屋、営業所等における館内放送等によって、所属職員等にマイカーの確実な点検・整備の実施を呼びかけるとともに、友人や家族にも所属職員から点検・整備の励行を依頼する。
- ⑩ 協議会及び連絡会構成団体の地方組織は、各地方運輸局及び各運輸支局等が実施する講習・出前講座等に協力する。

2. 使用者に対する調査・指導等

(1) 街頭検査での啓発・指導等

協議会及び連絡会構成団体の地方組織は、各運輸支局等が実施する街頭検査での啓発活動に協力する。

(2) 重点点検の実施

- ① 国土交通省からの要請を受け、重点点検対象の大型車について、ディスク・ホイールの締結状態や燃料装置等の国土交通省が選定する箇所に係る点検・整備の重点実施及び結果報告に協力する（別添5）。

また、各地方運輸局又は各運輸支局等からの要請を受け、事業用自動車について、黒煙濃度の悪化に影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料ポンプ等）に係る点検・整備を重点的に実施するよう協力する。

- ② 各地方運輸局又は各運輸支局等からの要請を受け、入庫した一般整備車両について、使用者の理解を得ながら黒煙濃度の測定及び黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント等）に係る点検・整備の重点実施に協力する。

3. 地方独自の実施事項等

協議会及び連絡会構成団体の地方組織は、各地方運輸局又は各運輸支局が設定する地方独自強化月間及び実施事項の企画並びにその取り組みの実施に協力する。

なお、協議会及び連絡会構成団体（地方組織を除く）は、関東地方の地方独自強化月間においても各種取組の実施に協力する。

Ⅲ 協議会・連絡会構成団体等別実施事項

1. 地域イベントの開催

- 日本自動車整備振興会連合会（日整連）、日本自動車販売協会連合会（自販連）、日本自動車連盟（JAF）、日本自動車タイヤ協会（JATMA）、電池工業会（BAJ）、全国ディーゼルポンプ振興会連合会（DP連）、その他

地域の実情等を踏まえ、より多くの使用者等に点検・整備の必要性や重要性が伝わるような地域イベントを開催するよう努める。

その際、本実施細目「Ⅱ（1）②」と同様事項に留意する。

2. マイカー点検教室等の開催

- 日整連

- a) 各地方自動車整備振興会では、マイカー点検教室等の開催に努め、点検・整備に関する実技講習や無料点検、マイカー相談を実施して、使用者の保守管理意識の高揚を図る。その際、先進安全技術の不具合作動事例や点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。
- b) 定期点検整備の必要性と保守管理の重要性について説明した動画（DVD）を活用し、使用者への啓発に努める。
- c) 自動車のカット・エンジン、ブレーキ装置模型、カット・シャシ模型等を活用し、使用者の保守管理意識の高揚を図る。

●自販連その他自動車販売に係わる団体

ディーラー等の販売店では、自動車点検整備推進運動の強化月間中における新車の発表会等を利用して、使用者を対象に無料点検等の実施に努め、点検・整備の必要性や重要性について呼びかける。また、大型車の使用者にも啓発するように努める。

●J A F

各支部では、マイカー点検教室等の開催に努め、点検・整備に関する実技講習や無料点検、マイカー相談を実施して、使用者の保守管理意識の高揚を図る。

3. ポスターの掲示

●自動車技術総合機構（自動車機構）

庁舎・検査場内の利用者の目につきやすい箇所に掲示する。

●軽自動車検査協会（軽検協）

事務棟・検査棟内の利用者の目につきやすい箇所に掲示する。

●日本自動車工業会（自工会）

自動車メーカーの工場等、社員等の目につきやすい箇所に掲示する。

●自販連、全国自動車部品販売店連合会（全部協）、日本自動車輸入組合（輸入組合）、日本中古自動車販売協会連合会（中販連）、全国軽自動車協会連合会（全軽自協）、全国部品販売店連合会（J A P A D A）、全国オートバイ協同組合連合会（A J）

社屋、店舗等を訪れる使用者等の目につきやすい箇所に掲示する。

●日整連

社屋、整備工場等を訪れる使用者等の目につきやすい箇所に掲示する。

●J A F

各地方本部、支部を訪れる使用者等の目につきやすい箇所に掲示する。

●全国自家用自動車協会（全自協）

各地方自家用自動車協会を訪れる使用者等の目につきやすい箇所に掲示する。

●日本バス協会（バス協）、全日本トラック協会（全ト協）、全国ハイヤー・タクシー連合会（全タク連）

社屋、待合室、休憩所等の利用者の目につきやすい箇所に掲示する。

●全国レンタカー協会（レンタ協会）

社屋、営業所の窓口等の利用者の目につきやすい箇所に掲示する。

●JATMA

タイヤメーカーの工場等、社員等の目につきやすい箇所に掲示する。

●関係団体

社屋、店舗等を訪れる来訪者の目につきやすい箇所に掲示する。

4. チラシの配布

●自動車事故対策機構（事故対）

運行管理者講習の受講者及び適性診断の受診者に配布して、点検・整備の必要性や重要性を周知する。

●自動車機構

- a) 庁舎・検査場に備え置き、検査受検等により来訪した使用者等に広報する。
なお、街頭検査の機会を活用した広報活動は、各運輸支局等に協力して取り組む。
- b) 定期点検整備未実施の利用者に対しては、各運輸支局等と連携して、法定点検が未実施だった場合の検査標章裏面に記載される事項を周知するとともに、定期点検整備の確実な実施を呼びかける。

●軽検協

- a) 事務棟・検査棟に備え置き、検査受検等により来訪した使用者等に広報する。
なお、街頭検査の機会を活用した広報活動は、各運輸支局等に協力して取り組む。
- b) 定期点検整備未実施の利用者等に対しては、チラシを配布し、定期点検整備の確実な実施を呼びかける。

●自工会、自販連、全軽自協、中販連、輸入組合、JAPADA、AJ

- a) 社屋、店舗に備え置く又は配布して、来訪者に点検・整備の必要性や重要性を周知する。また、自動車検査証備考欄及び検査標章裏面に記載の点検整備実施状況等の情報を活用し、定期点検整備未実施の利用者等に対しては、定期点検整備の確実な実施を呼びかける。
- b) 自動車を販売する際に、購入者に対して点検・整備の必要性や重要性を周知する。

●日整連

- a) 店舗の応接コーナー等に備え置く又は配布して、来訪者に点検・整備の必要性や重要性を周知する。また、自動車検査証備考欄及び検査標章裏面に記載の点検整備実施状況等の情報を活用し、定期点検整備未実施の利用者等に対しては、定期点検整備の確実な実施を呼びかける。
- b) 各地方自動車整備振興会が開催するマイカー点検教室等を活用して、参加者に配布し、点検・整備の必要性や重要性を周知する。

●J A F

- a) 全支部・事務所に備え置く又は来訪者やロードサービス利用時等に配布するなど、あらゆる機会を捉えて周知する。特に、ロードサービス利用時に定期点検整備未実施の利用者に対して配布し、点検・整備の確実な実施を呼びかける。
- b) 各支部で開催するマイカー点検教室等を活用して、参加者に配布し、点検・整備の必要性や重要性を周知する。

●日本自動車教育振興財団（教育振興財団）

全国自動車教育研究大会等の機会に参加者へ配布して、点検・整備の必要性や重要性を周知する。

●バス協、全ト協、日本自動車部品工業会（部工会）、全部協、全タク連、全国石油商業組合連合会（全石商）、自動車検査登録情報協会（自検協）、B A J、D P 連、日本自動車車体工業会（車工会）、日本自動車部品協会（J A P A）、レンタ協会

- a) 傘下会員・事業者へ配布し、点検・整備の必要性や重要性を周知する。
- b) 店舗等に利用者等が訪れる傘下会員・事業者においては、窓口等に備え置く又は配布して、来訪者に点検・整備の必要性や重要性を周知する。

●日本損害保険協会（損保協会）、全国共済農業協同組合連合会（J A 共済連）、全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）

店舗等の窓口等に備え置く又は配布して、来訪者に点検・整備の必要性や重要性を周知する。

5. マスメディア等による広報（キャッチコピー、ロゴ等の挿入）

●日整連

- a) マスメディア等を活用して、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。
- b) マスメディア等により広告する場合は、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を挿入する等、統一感のある広報の実施に努める。

●自工会

- a) マスメディア等を活用して、点検・整備の確実な実施等について呼びかけるとともに、ホームページ、自動車ガイドブック等により、点検・整備の必要性や重要性を訴える。
- b) マスメディア等により広告する場合は、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を挿入する等、統一感のある広報の実施に努める。

●自販連、全軽自協、輸入組合

マスメディア等により広告する場合は、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を挿入する等、統一感のある広報の実施に努める。

●自工会、バス協、全ト協、日整連、自販連他連絡会構成団体

- a) マスメディア等を活用し、大型車の車輪脱落事故や車両火災の防止のため、確実な作業及び点検・整備の実施を呼びかける。
- b) 大型車の車輪脱落事故が多い地域においては、大型車の使用者等へ訴求効果のある時期や内容に配慮した広報に努める。

●関係団体

本運動の実施要領、チラシの内容等について、会報又は機関誌に掲載し、広く会員等に広報する。その際、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を使用し、統一感のある広報の実施に努める。

6. のぼり、垂れ幕、横断幕等の掲示

●自動車機構

啓発ワッペンを着用するとともに、各運輸支局等と連携して庁舎・検査場の来訪者の目につきやすい箇所にのぼりを設置する。

●軽検協

啓発ワッペンを着用するとともに、事務棟・検査棟の来訪者の目につきやすい箇所にのぼりを設置する。

●日整連

各地方自動車整備振興会、整備工場及びマイカー点検教室の来訪者等の目につきやすい箇所に、のぼりや垂れ幕、横断幕等を掲示する。その際、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を使用することにより、統一感のある広報の実施に努める。

●バス協

乗合バス車両の前面に横断幕（バスマスク）を掲示することにより、自動車点検整備推進運動の周知に努める。

7. ハガキの送付等

●軽検協

前検査を受検した使用者に対して送付する啓発ハガキの取り組みについては、国土交通省と連携して実施する。

●自販連

販売店では、定期点検整備の実施時期の近づいた使用者に対して、定期点検整備の実施について呼びかける。

●日整連

整備工場では、定期点検整備の実施時期の近づいた使用者に対して、定期点検整備の実施について呼びかける。

8. その他

●日整連

オリジナルで作成したスマートフォンアプリ（点検・整備の実施時期の告知機能等）の周知及び活用促進させることで、使用者の保守管理意識の高揚を図る。

●自工会、バス協、全ト協、日整連、自販連他連絡会構成団体

大型車の車輪脱落事故防止の取り組みについては、車輪脱落事故防止緊急対策3.に基づく構成団体別実施事項を実施する。

また、大型車の使用者からタイヤ脱着を伴う点検・整備やタイヤ交換作業の依頼を受ける傘下事業者に対しては、車両の引き渡し時等において、使用者に「50 km～100 km走行後にホイール・ナットの増し締めの実施が必ず必要である」ことが確実に伝わるよう、点検整備記録簿・作業実施報告書等にわかりやすく記載して説明するとともに、チラシ等を活用して増し締めの確実な実施について周知するよう努める。

なお、傘下事業者において、増し締めを実施したときは、点検整備記録簿・作業実施報告書等に「増し締め実施済み」と記載しておく。

●全ト協、バス協、日整連、全タク連、全自協、レンタ協会他関係団体等

- a) 国土交通省が要請する重点点検（別添5、バス協・全ト協に対し要請）の実施及び結果報告並びに各地方運輸局又は各運輸支局等から要請される黒煙濃度の悪化に影響の与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料ポンプ等）の点検・整備の重点実施について、傘下会員の運送事業者へ協力を依頼する。
- b) 各地方運輸局又は各運輸支局等から要請される入庫した一般整備車両の黒煙測定及び黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント等）の点検・整備の重点実施について、傘下会員の整備事業者へ協力を依頼する。
- c) 各地方運輸局及び各運輸支局等が実施する講習・出前講座等に協力し、傘下会員・事業者等に対する自動車保守管理意識の高揚及び点検・整備に起因する事故防止を図る。

●関係団体等

- a) 各団体において保有する車両や会員等の使用する車両の車種に応じた適切な点検・整備の実施を図る。
- b) 社屋、営業所等における館内放送等によって、所属職員等にマイカーの点検・整備の実施励行を呼びかけるとともに、友人や家族にも所属職員から点検・整備の励行を依頼する。
- c) 国土交通省の行う定期点検の実施状況の調査や確認について、その協力に努める。